

ほしあいゆきよ

「星合之代奨学基金」～こどもたちが自分の道を歩み 夢をかなえるために～

「星合之代奨学基金」運営規程

星合之代奨学基金運営規程 1

星合之代奨学基金運営の流れ 6

様式

第1号様式	「星合之代奨学基金」奨学生 施設長・里親申請書	7
第2号様式	「星合之代奨学基金」奨学生 本人申込書	9
第3号様式	「星合之代奨学基金」奨学生の審査結果通知書	10
第4号様式	誓約書	14
第5号様式	「星合之代奨学基金」奨学金給付申請書	16
第6号様式	「星合之代奨学基金」修学状況報告書	17
第7号様式	「星合之代奨学基金」奨学生 氏名等変更届	18
第8号様式	「星合之代奨学基金」奨学生 休学・退学・停学届	19
第9号様式	「星合之代奨学基金」奨学生 転学(転籍)届	20
第10号様式	「星合之代奨学基金」奨学金助成再開申請書	21
第11号様式	「星合之代奨学基金」奨学金辞退届	22
第12号様式	「星合之代奨学基金」奨学生 本人申込書（大学院等進学予定者）	23

星合之代奨学基金運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下「本会」という）の「星合之代奨学基金」（以下「基金」という）について必要な事項を定めるものとする。

(奨学生)

第2条 この規程において奨学生とは、本会が定める資格を有する者に学費や勉学に要する生活資金として給付するものをいい、給付を受ける者を奨学生という。

(運営委員会)

第3条 この基金の適正な運営を目的に、星合之代奨学基金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会については、別途、「星合之代奨学基金 運営委員会規程」で定める。

(奨学生の資格)

第4条 この奨学生の給付を受けることが出来る者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 徳島県内の児童養護施設・ファミリーホーム・里親世帯（以下、「児童養護施設等」という。）の児童で、高校を卒業後、学校教育法に定める大学、短期大学、専門学校への入学を予定している者及び高等専門学校4年生への進級を予定している者
- (2) 前号の中でも特に経済的援助を必要とし、向学心旺盛であり、予定年限での修学が十分可能な者
- (3) 原則として他機関から奨学生を受けない者

ただし、次にあげる奨学生制度等の利用は除くものとする

- ① 日本学生支援機構などの奨学生
- ② 雨宮児童福祉財団
- ③ JX-ENEOS 助成
- ④ その他、利用期間が一時的またはその奨学生が少額と判断したもの

- (4) 原則として児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金を利用する者
- (5) 原則として国の高等教育の修学支援新制度の授業料等減免の適用を受ける者

2 大学院等への進学を予定している奨学生であり前項第2号及び第3号に該当する者

(募集)

第5条 奨学生の募集は、前条に該当する児童に平成26年度以降毎年行うものとする。
2 本会の奨学生の募集人数は、毎事業年度の事業計画を勘案し、会長が決定する。

(奨学金の額及び給付期間)

第6条 奨学金の額は、原則、入学金、授業料、住居費、生活費等として年額60万円を限度とする。ただし、高等専門学校4年生以降への奨学金の額は、年額50万円を限度とする。
2 奨学金の給付期間は、奨学金の決定を受けた学校の1年次から最短の卒業年次までとする。
3 この奨学金は、第18条の規定に該当する場合を除き、還付を要しない。
4 第4条第2項の規定に該当する奨学生は、本条第1項から第3項の規定を適用する。

(申請方法)

第7条 この奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、
次に掲げる書類を添えて、児童養護施設等を経て本会に提出するものとする。
(1) 施設長等の申請書（別紙第1号様式）
(2) 本人申込書（別紙第2号様式または第12号様式）
(3) 本会が定めるテーマによる作文
(4) 成績証明書
(5) 学校・学科名、修学内容、所在地、授業料等学費が確認できる入学志望校の案内書
(6) その他、本会が必要と認める書類

(奨学生の決定)

第8条 この奨学金の給付を受ける奨学生の採用は、応募者の中から委員会が審議し、会長が決定する。
2 奨学生の採否の結果については、児童養護施設等を経て、本人に通知を行う。
(別紙第3号様式)

(奨学生に対する指導及び支援)

第9条 奨学生が、安心して修学できる環境で社会的自立を目指すことができるよう^{するため}、児童養護施設長、ファミリーホーム長、里親（以下、「施設長等」という。）並びに「退所児童等アフターケア事業」を行う者は、学業及び生活に関して適切な指導及び支援を行うものとする。

(奨学金の給付)

第10条 奨学生は、原則として年2回に分けて給付する。

2 1回の給付額は、原則、決定した奨学生の年額を月数で割った額の6ヶ月分とする。ただし、特別の理由があると本会が認めるときは、給付月数等を変更することができる。

3 前項の給付は、施設長等が指定する口座に送金するものとする。施設長等は、本会からの入金後、奨学生の状況を確認した後に奨学生を支払うものとする。

4 第1回目の奨学生の給付は、次のあげる書類を確認後に、本会が定める送金日に奨学生を給付する。

- (1) 誓約書（別紙 第4号様式）
- (2) 奨学生給付申請書（別紙 第5号様式）
- (3) その他、本会が必要と認める書類

5 第2回目以降の奨学生は、4月・10月の各5日（金融機関が休日の場合は、前営業日）に奨学生を給付する。

(奨学生受領書類の提出)

第11条 施設長等は、奨学生に給付したことが確認できる受領書等を本会会長に提出しなければならない。

(学業等状況の報告)

第12条 奨学生は、毎年度終了後1ヶ月以内に、次に定める書類を施設長等を経て提出しなければならない。

- (1) 在学する学校長が発行する学業成績表
- (2) 修学状況報告書（別紙 第6号様式）
- (3) その他、本会が必要と認める書類

2 奨学生は、最終学年終了後に前項に加えて、1ヶ月以内に卒業証書の写しを施設長等を経て、本会へ提出しなければならない。

3 奨学生は、本会が招集する状況報告会等に参加しなければならない。

(奨学生の届出義務)

第13条 奨学生は、次の事由が生じた場合は、施設長等を経て、本会へ届け出なければならない。

- (1) 氏名、居住地、電話番号などが変更となったとき（別紙 第7号様式）

- (2) 休学（留学のための休学を含む）・退学・停学となったとき（別紙 第8号様式）
- (3) 転学（転籍）を行ったとき（別紙 第9号様式）
- (4) その他本会が必要と認める書類

（奨学生の休止・停止）

第14条 本会は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の給付を休止することができるものとする。

- (1) 休学（留学のための休学を含む），または長期にわたって欠席したとき
- (2) 第12条及び第13条の報告及び義務を果たさなかったとき

2 本会は、奨学生の学業または生活状況等によって、奨学生として認めがたいと判断した場合は、奨学生の給付を停止することができる。

（奨学生の給付の復活）

第15条 前条の規定により奨学生の給付を休止または停止された者が、その事由が消滅し、施設長等を経て願い出た場合は、本会は奨学生の給付を復活することがある。

（別紙 第10号様式）

（奨学生の身分の喪失）

第16条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、施設長等の意見を徴して奨学生の給付を廃止することができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 傷い疾病などのために修業の見込みがなくなったとき
- (3) 奨学生を必要としない理由が生じたとき
- (4) 在学学校の学籍を失ったとき
- (5) 停学または、休学または、留年となったとき
- (6) 第12条及び第13条の規定を履行しないとき
- (7) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき

（奨学生の辞退）

第17条 奨学生は、奨学生を必要としない理由が生じたときは、いつでも施設長等を経て、奨学生の辞退を申し出ることができる。（別紙 第11号様式）

(奨学生の返還請求)

第18条 本会は、奨学生が、第16条の各号の一に該当して奨学生の身分を喪失した場合は、第6条第3項の規定にかかわらず、その事由が発生した日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までを給付の対象月とする。

2 奨学生は、前項の対象月を超えて、既に奨学生の給付を受けているときは、その超過分を返還する義務を負うものとする。

(基金の終了)

第19条 基金の資金運用が終了した場合は、本基金を終了する。

2 基金の資金運用において残金が発生した場合、運営委員会でその取り扱いを決定する。

(規程の変更)

第20条 この規程の変更は、運営委員会で審議した意見を参考に、本会会長が行うものとする。

(細則)

第21条 この規程について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月10日から施行する。

平成27年11月16日一部改正

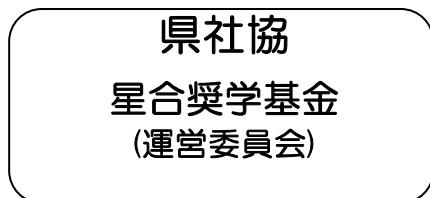
平成28年12月26日一部改正

平成29年11月28日一部改正

令和元年11月15日一部改正

令和2年11月11日一部改正

星合之代奨学基金 運営の流れ



奨学生の募集・決定

※年1回

奨学生の申請

奨学手続き

- ・誓約書
- ・修学助成申請書

奨学金給付

※年2回(4月・10月)

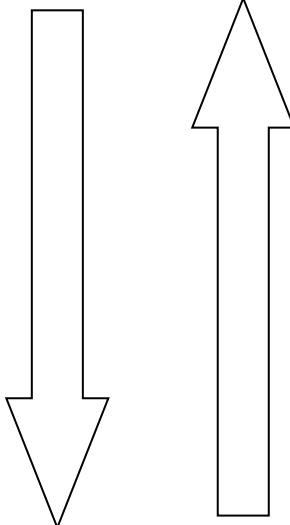
各種報告

奨学金受領書類 奨学金給付の度

年上限60万円

状況報告会の開催

※年1回



変更届 随時

児童養護施設・ファミリーホーム・里親

奨学生の募集・決定

※年1回

奨学生の応募

奨学手続き

- ・誓約書
- ・修学助成申請書

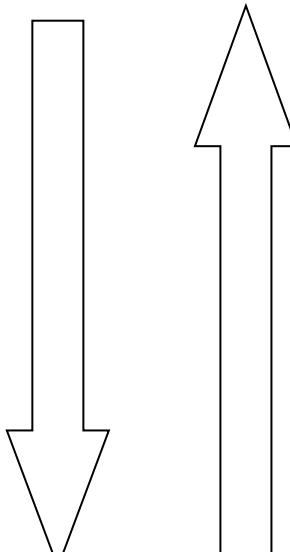
状況把握

学業相談・指導や支援

生活相談・指導や支援

奨学金給付

※個別事情による対応



各種報告・相談

学業等状況報告

- ・成績表
- ・修学状況報告書 他

変更届

- ・氏名, 住所, 電話
- ・休学, 退学, 停学, 転学(転籍) 他

奨学生



アフターケア事業者
による支援

※県社協主催の状況報告会の参加

※卒業時に卒業証書の写しの提出 他

年 月 日

「星合之代奨学基金」奨学生 施設長申請書

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 会長 殿

施設名

施設長名

印

住 所 (〒)

電話番号

FAX

担当者名

E-mail

申請児童は、星合之代奨学基金の奨学金の助成を受けるにふさわしい者であり、必要書類を添付し、次のとおり申請します。奨学生に決定されましたら、責任を持って卒業まで指導いたします。

児童名 _____ 生年月日 (西暦) _____ 年 月 日

添付書類

- ① 本人申込書
- ② 児童の作文
- ③ 成績表
- ④ 入学志望校案内書 (抜粋コピー可。学費部分は必須)
- ⑤ 入所施設のパンフレット

1 施設長の児童に対する所見

2 児童のこれまでの生い立ち (施設入所年を明記。年号は西暦で記入)

※個人情報保護に関する法令及び本会の個人情報保護規程等を踏まえ、個人情報の管理には徹底を図り十分注意いたします。

年 月 日

「星合之代奨学基金」奨学生 里親申請書

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 会長 殿

里 親 名

印

住 所 (〒)

電話番号 _____ FAX _____

担当者名 _____ E-mail _____

申請児童は、星合之代奨学基金の奨学金の助成を受けるにふさわしい者であり、必要書類を添付し、次のとおり申請します。奨学生に決定されましたら、責任を持って卒業まで指導いたします。

児童名 _____ 生年月日 (西暦) _____ 年 月 日

添付書類

- ① 本人申込書
- ② 児童の作文
- ③ 成績表
- ④ 入学志望校案内書 (抜粋コピー可。学費部分は必須)

1 里親の児童に対する所見

2 児童のこれまでの生い立ち (里親受託年を明記。年号は西暦で記入)

※個人情報保護に関する法令及び本会の個人情報保護規程等を踏まえ、個人情報の管理には徹底を図り十分注意いたします。

(第2号様式)

年 月 日

「星合之代奨学基金」奨学生 本人申込書

(児童本人が自筆で記入してください)

ふりがな		※	生年月日 西暦 年 月 日生			写 真 (4×3cm)
氏 名		男・女				
所属施設名 (里親名)						
現 住 所	〒					
卒業予定 高等学校	立 高等学校 (卒業予定 年 月)					
進学志望校名 (学部・学科)	合否発表日	初年度納入金 (うち年間授業料)	取得可能資格			
(※大学・短大・専門学校)	月 日 (※推薦)	万円 (万円)				
(※大学・短大・専門学校)	月 日 (※推薦)	万円 (万円)				
(※大学・短大・専門学校)	月 日 (※推薦)	万円 (万円)				
将来の希望進路						
進学後の予定住居	※出身施設、里親宅、賃貸アパート、学生寮、親戚等			住居費 月額		万円
退所者等に対する 自立支援資金 貸付金の利用予定	生活支援費 家賃支援費 資格取得支援費	月額	万円 万円 万円	借入総額 万円		
他の奨学金の 利 用 予 定	※有・無 有の場合は名称と助成額(年額)を記入					
	名称	助成額	名称	助成額		
	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構	万円	<input type="checkbox"/>	万円		
	<input type="checkbox"/> 雨宮児童福祉財団	万円	<input type="checkbox"/>	万円		
	<input type="checkbox"/> JX-ENEOS	万円	<input type="checkbox"/>	万円		
修学中の資金計画 (概算年額)	収入 (年額) ①アルバイト ②貯金 ③家族や親戚の援助 ④自立支援資金貸付金 ⑤星合以外の奨学金 ⑥その他 合計	万円 万円 万円 万円 万円 万円 万円	支出 (年額) ①入学金 ②授業料 ③学校諸費 ④住居費 ⑤生活費 ⑥その他 合計	万円 万円 万円 万円 万円 万円 万円		

注：1. ※の欄は該当箇所を○で囲むこと。

2. 修学中の資金計画は推薦者と話し合い、適正に記入をお願いします。

様

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
会長

「星合之代奨学基金」奨学生の審査結果について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会が募集した第回「星合之代奨学基金」奨学生については、厳正な審査を行いました結果、次のとおり決定いたしましたので通知します。

この奨学金は、徳島市ご出身の星合之代様が、こどもたちの夢の実現や社会的自立の一端を担いたいという強いご遺志を本会に託していただき、設立した「星合之代奨学基金」によって運営されているものです。

故人の趣旨に沿い、貴重な淨財の遺贈金を活用して奨学金としてあなたに給付します。

あなたが、奨学生の一員であることを自覚し、今後も一層勉学に励んでいただけることを心から期待しています。

決定番号	第一回一号					
	計 円 (月額 円 × 月)					
	(給付方法)					
決定金額	回	送金予定	給付額	回	送金予定	給付額
	1	年 月	円	5	年 月	円
	2	年 月	円	6	年 月	円
	3	年 月	円	7	年 月	円
	4	年 月	円	8	年 月	円
給付期間	年 月 から 年 月まで					
提出書類	同封の星合之代奨学基金運営規程等をご確認のうえ、次の書類を本会までご提出ください。（提出期限 月 日） ① 誓約書 ② 奨学金給付申請書					
備考						

(第3号様式1 ②)

徳社協発第

年 月

号

様

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
会長

「星合之代奨学基金」奨学生の審査結果について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会が募集した第回「星合之代奨学基金」奨学生については、厳正な審査を行いました結果、次のとおり決定いたしました。

つきましては、奨学決定者へ通知くださいますよう願います。

また今後は、給付した奨学金の資金給付や状況把握等 この奨学基金の趣旨を御理解の上 奨学決定児童への引き続きのご支援を賜りますよう、改めてお願ひいたします。

氏名																																				
決定番号	第一号																																			
決定金額	計 円 (月額 円 × 月)																																			
	(給付方法) <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th><th>送金予定</th><th>給付額</th><th>回</th><th>送金予定</th><th>給付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>年 月</td><td>円</td><td>5</td><td>年 月</td><td>円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>年 月</td><td>円</td><td>6</td><td>年 月</td><td>円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>年 月</td><td>円</td><td>7</td><td>年 月</td><td>円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>年 月</td><td>円</td><td>8</td><td>年 月</td><td>円</td></tr> </tbody> </table>						回	送金予定	給付額	回	送金予定	給付額	1	年 月	円	5	年 月	円	2	年 月	円	6	年 月	円	3	年 月	円	7	年 月	円	4	年 月	円	8	年 月	円
回	送金予定	給付額	回	送金予定	給付額																															
1	年 月	円	5	年 月	円																															
2	年 月	円	6	年 月	円																															
3	年 月	円	7	年 月	円																															
4	年 月	円	8	年 月	円																															
	注1) 上記の送金は、奨学助成申請書で指定する口座への送金とする。 注2) 第2回以降は、原則、修学状況報告書（様式号）提出及び確認後の送金となります。 注3) 修学生への送金や修学費の支払いなどの確認ができるものの提出を求めます。																																			
給付期間	年 月 から 年 月 まで																																			
提出書類	同封の星合之代奨学基金運営規程等をご確認のうえ、次の書類を本会まで ご提出ください。（提出期限 月 日） ① 誓約書 ② 奨学金給付申請書																																			
備考																																				

(第3号様式2 ①)

様

徳社協発第 号
年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
会長

「星合之代奨学基金」奨学生審査結果について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会が募集した第 回「星合之代奨学基金」奨学生については、厳正な審査を行いました結果、不決定といたしましたので通知いたします。

(第3号様式2 ②)

様

徳社協発第 号
年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
会長

「星合之代奨学基金」奨学生審査結果について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会が募集した第1回「星合之代奨学基金」奨学生については、厳正な審査を行いました結果、不決定といたしましたので通知いたします。

つきましては、奨学決定者へ通知くださいますよう願います。

誓 約 書

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会会長 殿

私は、星合之代奨学基金奨学金を令和 年 月から令和 年 月分
まで年額 円の給付を受けることとなつたので、奨学生として星合之代
奨学基金運営規程を堅く遵守することはもとより、奨学金の趣旨に添つて勉学に
励むことをお約束いたします。

年 月 日

決定番号 第 回一 号

住所

奨学生(本人)

氏名

印

注) 記載は、必ず本人が自署すること。

誓 約 書

年 月 日

住所

所属施設長
(里 親)

氏名

印

私は、星合之代奨学基金奨学生の給付が決定した次の者が、奨学生として
星合之代奨学基金運営規程を堅く遵守することはもとより、奨学生の趣旨に沿い、
勉学に励み、奨学生が夢の実現や社会的自立が実現できるよう適切な指導及び
支援を行うことを誓約いたします。

奨学決定者 氏名 _____ (決定番号 第 回一 号)

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会会长 殿

注) 記載は、必ず本人が自署すること。

(第5号様式)

「星合之代奨学基金」奨学金給付申請書

年　月　日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会長 殿

施設名

施設長・里親氏名

印

担当者名

電話番号

— — —

次のとおり、進路が決定いたしましたので奨学金の助成を申請します。

奨学生氏名		決定番号	第一回一 号
現住所	〒 ※現住所が施設・里親家庭の場合はその住所地		
進学先	学校・学部・学科名	学校名 学部名 学科名	
	所在地・連絡先	〒 — (TEL — —)	
	合格発表日	年　月　日	※合否が未確定の場合のみ記入
入学金等納入期限等	入学金　年　月　日 (納入済　・未納入) 授業料　年　月　日 (納入済　・未納入)		
助成金振込口座 (施設・里親の名義)	金融機関名 支店名 預金種類　普通　・　当座 口座番号 フリガナ 口座名義		

- 注1) 合格通知書のコピーを必ず添付してください。合否が未確定の場合は、合否発表日を明記のうえ、本申請書のみ提出してください。その場合、合否通知書のコピーが整い次第、速やかにご提出ください。
- 注2) 「振込口座」は、必ず施設の口座をご記入ください (児童本人の口座不可)。
また、名義のフリガナを必ずご記入ください。

(第6号様式)

「星合之代奨学基金」修学状況報告書

年　月　日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会長 殿

施設名 _____

施設長・里親氏名 _____

印

担当者名 _____

電話番号 _____

— — —

次のとおり、 年度の修学状況について報告します。

奨学生氏名	決定番号		第一回一 号
現住所 現住所が里親家庭の場合は里親の住所	〒		
在学状況	学校・学部・学科名等	学校名 学部名 学科名 (年生)	
	所在地・連絡先	〒 (TEL — — —)	
	修学状況	欠席日数	
取得資格 所属部・サークル アルハイト等	報告対象期間中に活動したことや努力したこと、取得資格等をご報告ください。 (400字程度)		

注) 成績証明書を必ず添付してください。

(第7号様式)

「星合之代奨学基金」奨学生 氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会長 殿

施設名 _____

施設長・里親氏名 _____ 印

担当者名 _____

電話番号 _____

次の変更が生じましたので、届け出ます。

奨学生氏名		決定番号	第一回一 号
氏名の変更	(変更前)		(変更後)
居住地・電話番号等 変更	(変更前) 〒 — 電話 () —		
	(変更後) 〒 — 電話 () —		
特記事項 (上記項目外)			
変更事由発生日	年 月 日		

注1 「届出の内容」欄は、該当する事項を○で囲むこと。

注2 変更内容等によって、その事由を証明する書類を添付すること。

「星合之代獎學基金」獎學生 休學・退學・停學 屆

年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会長 殿

施設名

施設長・里親氏名

担当者名

電話番号

次のとおり 休学・停学・退学 しましたので、届け出ます。

奨学生氏名		決定番号	第回一号
在学中の学校	(学校名) (各部名) (学科名) (年生)		
届出の内容	休学・停学・退学		
事由			
期間	年月日から 年月日まで		
特記事項			

注1) 「届出の内容」欄は、該当する事項を○で囲むこと。

注2) 「期間」欄は、休学又は停学の期間を記入すること。ただし、当該期間の末日が未定の場合は当該期間の初日だけ記入すること。

注3) 退学の場合は、「特記事項」欄に退学年月日を記入すること。

「星合之代奨学基金」奨学生 転学(転籍)届

年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会長 殿

施設名

施設長・里親氏名

担当者名

電話番号 ——————

下記のとおり転学(転籍)しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

奨学生氏名		決定番号	第一回一 号
転学(転籍)前の学校	(学校名) (各部名) (学科名)		
転学(転籍)後の学校	(学校名) (各部名) (学科名)		
転学(転籍)の日	年 月 日 転学(転籍)		
転学(転籍)後の卒業予定日	年 月 日 卒業予定		
特記事項 ※転学(転籍)野経緯など をご記入ください。			

注) 転学(転籍)が確認できる在学証明書を添付すること。

「星合之代奨学基金」奨学金助成再開申請書

年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会長 殿

施設名施設長名

国

担当者名電話番号

— — —

下記のとおり復学し、再び奨学金の給付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

奨学生氏名		決定番号	第一回一 号
在学中の学校	(学校名)		
	(各部名)		
	(学科名)		
	(学 年)	年生	
復学の年月日	年	月	日復学
休学期間 又は 停学期間	年	月	日から
	年	月	日まで
休学又は停学の理由			

注) 復学を明らかにする在学中の学校長の証明書を添付すること。

「星合之代奨学基金」奨学金辞退届

年 月 日

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会長 殿

施設名

施設長・里親氏名

印

担当者名

電話番号

— — —

次のとおり奨学金の給付を辞退したいので、届け出ます。

奨学生氏名		決定番号	第一回一 号
辞退額	計	円	
辞退資金内訳	給付済額	円	
	辞退額	円	
辞退の年月日	年 月 日		
辞退の理由			

「星合之代奨学基金」奨学生 本人申込書 (大学院等進学予定者)

(本人が自筆で記入してください)

ふりがな			※ 男・女	生年月日 西暦 年 月 日生	写 真 (4×3cm)
氏 名					
所属施設名 (里親名)					
現 住 所	〒				
卒業予定 大学等	(卒業予定 年 月)				
進学志望校名 (学部・学科)		合否発表日	初年度納入金 (うち年間授業料)	取得可能資格	
		月 日 (※推薦)	万円 (万円)		
		月 日 (※推薦)	万円 (万円)		
		月 日 (※推薦)	万円 (万円)		
将来の希望進路					
進学後の予定住居	※出身施設、里親宅、賃貸アパート、学生寮、親戚等			住居費 月額 万円	
他の奨学金の 利 用 予 定	※有・無 有の場合は名称と助成額(年額)を記入				
	名称	助成額	名称	助成額	
	○日本学生支援機構	万円	○	万円	
	○	万円	○	万円	
○	万円	○	万円		
修学中の資金計画 (概算年額)	収入(年額)		支出(年額)		
	①アルバイト	万円	①入学金	万円	
	②貯金	万円	②授業料	万円	
	③家族や親戚の援助	万円	③学校諸費	万円	
	④自立支援資金貸付金	万円	④住居費	万円	
	⑤星合以外の奨学金	万円	⑤生活費	万円	
	⑥その他	万円	⑥その他	万円	
	合計	万円	合計	万円	

注: 1. ※の欄は該当箇所を○で囲むこと。

2. 修学中の資金計画は推薦者と話し合い、適正に記入をお願いします。